

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

工事請負に係る改正消費税法

Q: 平成9年から5%になる消費税のことでお尋ねします。当社は建築業ですが、いつ請け負った工事から新しい税率が適用されるのでしょうか。

A: 工事等請負に係る契約については、経過措置が設けられています。

【解説】

平成9年4月1日より消費税は5%になることはご周知のとおりです。

建設工事の請負契約については、消費税法上では、契約日と引渡日が異なる取引については、原則として引渡日において消費税を課税することとされています。

改正される消費税法でも、これは同じですが、請負の『契約日』が昭和63年12月30日から指定日（平成8年10月1日）の前日までの間に属する場合には、『引渡日』が改正消費税法の適用日（平成9年4月1日）以後であっても旧税率が適用されます。

ただし、この経過措置は請負契約等についてのみ適用があります。

よって、例えば、建築工事の請負を伴わない建売住宅の売買などについては、契約日が平成8年10月1日前で、引渡日が9年4月1日以後であっても、経過措置の適用はありません。

